

第5章

計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

1 計画の推進体制

環境基本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確に認識し、相互に連携をとりながら、協働で取り組んでいくことが重要です。

目指すべき望ましい環境像の実現に向け、本計画の実効性を高め、着実に推進していくための体制整備を図ります。

【小樽市環境審議会】

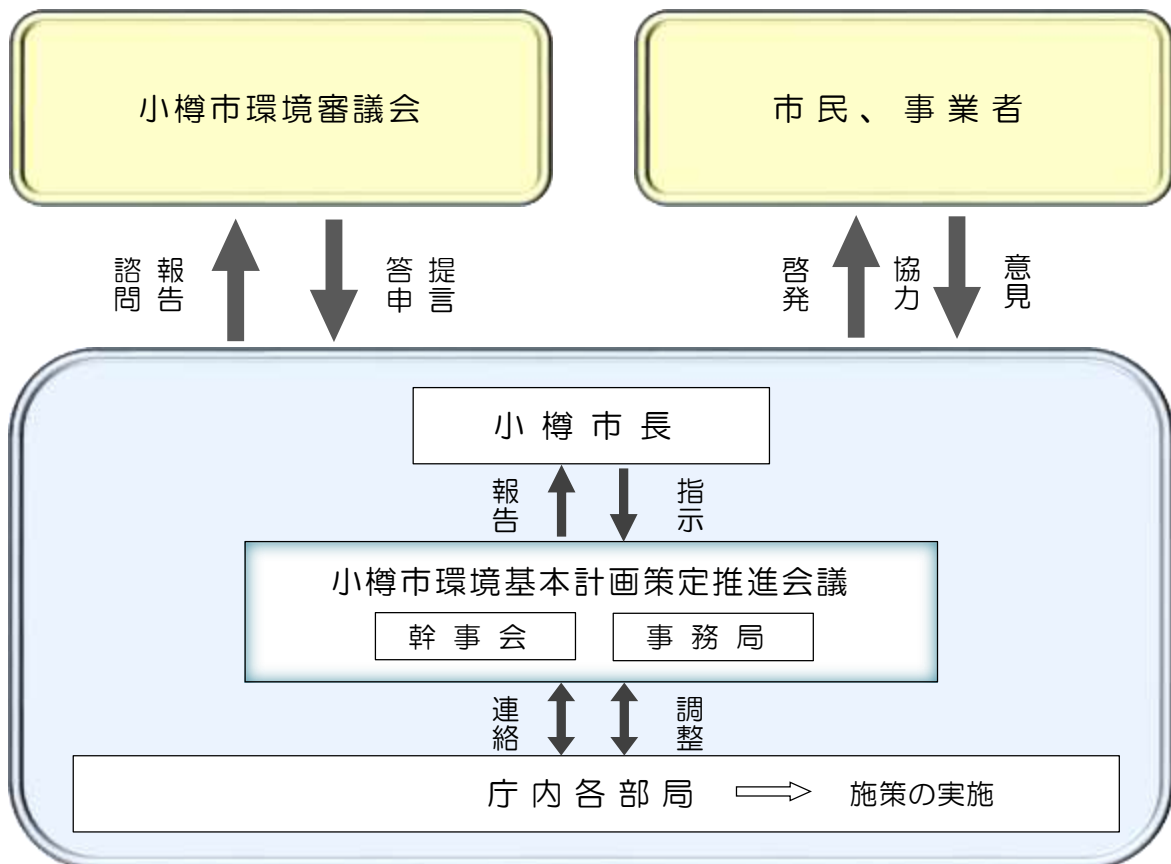
小樽市環境基本条例第 32 条に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査審議を行う市長の附属機関で、学識経験者や関係行政機関の職員、市民、事業者、民間団体の代表者によって構成されています。

本計画の進捗状況に対し、必要に応じて課題や実施方針などに関する提言を行います。

【小樽市環境基本計画策定推進会議】

本計画を総合的かつ効果的に推進するための庁内体制で、補助機関として幹事会を設置し、事務局を生活環境部環境課が務めます。

計画の推進に当たって、各部局との横断的な連携のもと、環境に関する施策の総合調整を行います。

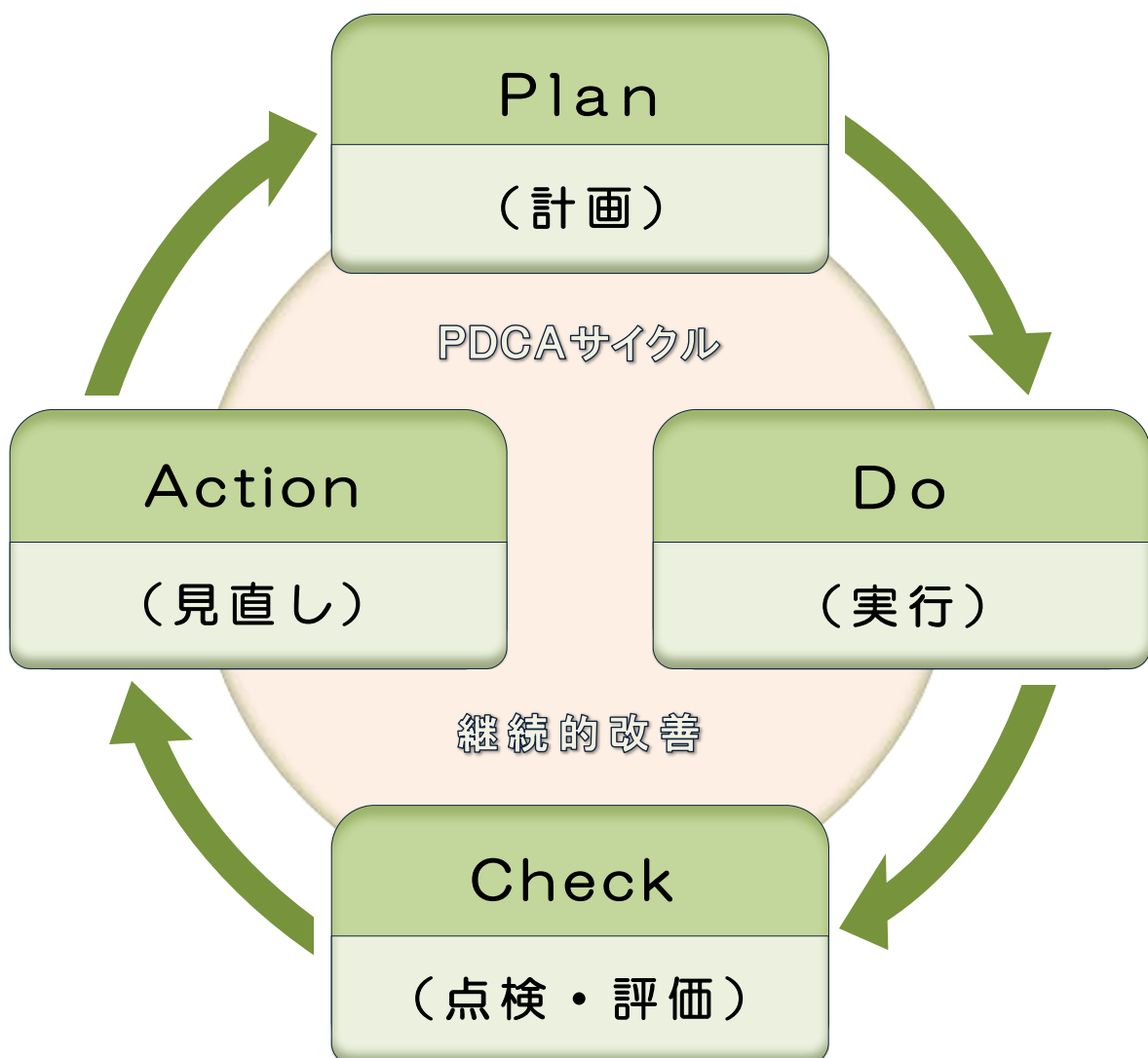


2 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

環境基本計画の策定後は、施策の進捗状況や目標に対しての達成度を把握しながら、計画の実効性を確保していく必要があります。本計画では、環境マネジメントシステム*の考え方に基づき、PDCAサイクルを回していくことにより計画の進行管理を行います。

PDCAとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、このサイクルを繰り返し行っていくことで計画の進行状況を確認・把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図っていきます。



(2) 評価の公表

環境基本計画に基づく様々な取組の状況については、小樽市環境基本計画策定推進会議で、年度ごとに計画全体の施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価し、年次報告として取りまとめを行います。

年次報告は、各会議への報告とともに、市の広報誌やホームページを通じて広く市民・事業者に公表します。

本計画の評価に対して寄せられた意見については、庁内各部署へフィードバックし、必要に応じて施策や計画の見直しと改善を図っていきます。

